

防犯設備新設へ活用

生産性向上設備投資促進税制を啓蒙

経済産業省／J E A S



矢口課長補佐

経済産業省では、企業の新規投資を促す措置の一環として、今年から産業競争力強化法に基づく、生産性向上設備投資促進税制を開始。同税制は防犯設備の新規導入も対象となる。

日本万引防止システム協会（JEA）S、東京都新宿区、戸田秀雄会長、tel 03・3355・23322）では、

（まさかず）経済産業政策局産業再生課課長補佐を招き、「生産性向上設備投資促進税制セミナー」

に、防犯設備に関する積極的な活用を呼び掛けた。

生産性向上設備投資促進税制は、質の高い設備投資を大胆に支援することを目的に創設されたもの。従来の制度と比較して、対象業種を限定しないことに加え、対象設備も防犯設備など広範囲に及び、申請も容易。

同税制で対象となる設備は、先端設備と生産ラ

イノベーションやオペレーショ

ンの改善に資する設備

の新規導入が対象となる。

企業は5%以上）見込ま

る。

社で開催。参加したセキュリティ関連メーカー担当者などに、税制の概要を紹介するとともに、防犯設備に関する積

画の金額ベースが対象となる。その上で、一定金額以上、国内向け投資といつた要件を満たすこと

が条件。

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備要件は、事業者が投資計画を策定した上で、公認会計士または税理士が必要があるため、防犯設備などを取得する前段階で申請、確認が必要。防犯設備を導入した結果、如何に利益改善に繋がることを計画に盛り込むこと

がポイントとなる。店舗の新規出店の場合、対象は防犯設備に限定される。防犯設備全般となるので認定されやすくなる。

控除については、今年の1月20日から平成28年3月31日までに投資した

企業は5%以上）見込ま

れる、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ければ対象となる。売上増加による利益増、コスト削減による効率化の結果、減による効率化の結果、利益増となるケースの双方で申請可能。対象設備は投資計画に記載する必要があるため、防犯設備などを取得する前段階で申請、確認が必要。防犯設備を導入した結果、如何に利益改善に繋がることを計画に盛り込むこと

がポイントとなる。店舗の新規出店の場合、対象は防犯設備に限定される。防犯設備全般となるので認定されやすくなる。

控除については、今年の1月20日から平成28年3月31日までに投資した。

インやオペレーションの改善に資する設備との位置付け。機器単品ベースではなく、工場や店舗の新設などに基づく投資計画の金額ベースが対象となる。その上で、一定金額以上、国内向け投資といつた要件を満たすこと

が条件。

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備要件は、事業者が投資計画を策定した上で、公認会計士または税理士が必要があるため、防犯設備などを取得する前段階で申請、確認が必要。防犯設備を導入した結果、如何に利益改善に繋がることを計画に盛り込むこと

がポイントとなる。店舗の新規出店の場合、対象は防犯設備に限定される。防犯設備全般となるので認定されやすくなる。

控除については、今年の1月20日から平成28年3月31日までに投資した。

インやオペレーションの改善に資する設備との位置付け。機器単品ベースではなく、工場や店舗の新設などに基づく投資計画の金額ベースが対象となる。その上で、一定金額以上、国内向け投資といつた要件を満たすこと

が条件。

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備要件は、事業者が投資計画を策定した上で、公認会計士または税理士が必要があるため、防犯設備などを取得する前段階で申請、確認が必要。防犯設備を導入した結果、如何に利益改善に繋がることを計画に盛り込むこと

がポイントとなる。店舗の新規出店の場合、対象は防犯設備に限定される。防犯設備全般となるので認定されやすくなる。

控除については、今年の1月20日から平成28年3月31日までに投資した。